

R 7 J F I A 第 1 1 9 号

令和 7 年 7 月 2 9 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

河 南 健 様

一般財団法人 食品産業センター

理事長 荒川 隆

（公 印 省 略）

令和 8 年度に向けた政策要望について

食品産業の振興のため、日頃から格別のご理解、ご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年改正された食料・農業・農村基本法（以下基本法）に基づく、「食料・農業・農村基本計画」（以下基本計画）が本年 4 月閣議決定されました。

食品産業の関連では改正基本法で定義づけられた「食料システム」を持続可能なものにするため、関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保や「食料システム全体で環境負荷の低減」を講ずることとされております。

また、「合理的な費用を考慮した価格形成」と「食品産業の持続的な発展」を図ることで、食料システムを持続可能なものにするため、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（以下：食料システム法）が国会に提出され、6 月 11 日に可決成立、6 月 18 日に公布されました。

本法は令和 5 年から食料システムを構成する様々な主体が一堂に会して検討を進めてきた「適正な価格形成に関する協議会」や、「食品産業の持続的発展に向けた検討会」で行われた議論の集大成と理解しており、この円滑な執行を望んでいるところです。

一方で、食品産業は、引き続き、原材料価格の不安定化、環境・人権はじめ様々な社会課題への対応を求められるなど激しい環境変化にさらされております。

これらの環境の変化に食品産業が対応していけるよう、対話を通じて業界の向かうべき方向に導いていただくとともに、業界が抱える課題の解決を支援する施策を継続的に講じていただく必要があると考えております。

食品産業センターでは業界団体を通じ、現場の生の声を吸い上げて、下記の通り、政策要望をとりまとめました。令和 8 年度予算・税制など、今後の施策の検討にあたり、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 食料システム法の円滑な施行について

原材料や燃油等の動きは落ち着きを見せているものの、世界的な穀物・エネルギー需要は中長期的に増加傾向にあり、為替も円安傾向にあること、今後、消費者の理解を得ていくた

めには所得の向上にもつなげていく必要があることから、労務費も含めた適正な価格転嫁を進めることが、引き続き重要な課題となっております。

食料システム法においても、最終的な取引条件は当事者間で決定するという前提を維持しつつ、飲食料品等事業者が果たす「努力義務」を規定し、その判断基準となる行動規範を検討することとしております。

また、消費者の理解を得ていくため、付加価値を高めた食品を提供していく取組を促していくことが重要となっております。

このような状況を踏まえ、以下の措置を講じていただきますようお願いします。

(1) 食料システム法上の「行動規範」について、できるだけ早く策定し、飲食料品事業者が費用を考慮した価格形成に向けた取組を進められる環境の整備を図ること。

また、農業生産段階、食品製造・流通・販売段階を包含したフードサプライチェーン全体としての適正な価格転嫁が可能となるよう、関係者への指導・助言やコスト指標の作成への支援等必要な政策を推進すること。

(2) 食料システム法に規定された計画認定制度などの特例措置について、制度が十分に活用されるよう周知・支援を行うこと。

特に地方における周知に当たっては、地方食品産業協議会等様々な組織との連携を図ること。

(3) 適正な価格形成に不可欠な消費者の理解醸成を図るため、消費者への情報提供、食と農の多面的機能の啓発、食育の推進などを通じ、消費者の具体的な行動変容が実現するための施策を講ずること。

(4) 原材料・エネルギーコスト・労務費の上昇分を適切に転嫁するため、政府全体で進めている現在の働きかけを継続すること。

2. 食品産業の健全な発展のための施策について

食品産業は、国内市場が全体として縮小する中で、労働集約的で事業規模が小さく、付加価値が他産業に比較して低いなど構造的な課題を抱えており、経営基盤の脆弱な事業者の経営対策が求められております。こうした中で、カーボンニュートラル等環境問題、物流問題、食品表示制度の見直し等社会的課題への対応も迫られております。

また、農林水産物・食品の輸出に関しては、2030年5兆円の目標が設けられ、輸出を目指す取組を広げるとともに、日本食・食文化の理解促進等や、食品産業の発展に寄与するという観点から、食品産業の海外展開による収益額3兆円といった目標が新たに設けられ、食料品製造業の海外展開やインバウンドの取り込みを進めることも重要となっております。

このような状況を踏まえ、以下の措置を講じていただきますようお願いします。

(1) 生産性向上や社会的な課題（DX（デジタルトランスフォーメーション）、AIの活用

などによる省力化、物流の効率化等）に対応するための投資を促進する施策を実施すること。

（２）中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長やＣＮ投資促進税制、研究開発税制等令和７年度末に期限が到来する税制特例措置の期限の延長等必要の税制措置を行うこと。

（３）食品表示制度の見直しについては、業界団体の意見を十分に聴きつつ、消費者・事業者の理解を得るための議論を行うこと。原料原産地表示制度については、制度自体の効果とコストについて検証を進めるよう関係機関への働き掛けを行うなどの対応を行うこと。

（４）本年４月の物流効率化法の施行以降、サプライチェーンの各段階で進められている各種取組の推進状況の調査やフォローアップ・検証を進め、情報提供を行うこと。

（５）外国人労働者の安定的な確保に向けた育成就労制度、特定技能制度の適切な運用を図ること。

また、特定２号の拡大に当たっては、技能実習や特定１号と比べても家族帯同が認められることや、在留の更新回数の制限がないことなど、地域社会への影響も大きいことから、国・地方行政における適切な支援措置を講ずること。

（６）輸入原材料の供給価格に政府の政策が関わっているものについて、安定的な供給に支障が生じぬよう、適切な措置をとること。

（７）食料の国境措置のこれ以上の弱体化の防止と、原料農林水産物と加工食品との間のバランスのとれた関税措置の実現を図ること。

（８）加工食品の輸出拡大及び海外展開を促進するため次の措置を講じること。

- ・輸出食品の製造・流通に係る施設導入や販売促進活動に向けた支援
- ・輸入規制、表示や添加物等各種制度に関する情報の収集・提供に対する支援の継続
- ・ＪＡＳ規格や食品安全マネジメントシステム認証の活用、取得支援を図るとともに、日本の規制・規格の認知向上に向けた働きかけの強化
- ・企業の海外展開に必要な情報の提供とともに、在外公館、JETRO等のネットワークを通じた現地における支援
- ・輸出先国における動植物検疫等の輸入規制の緩和及び米国関税措置の撤廃等に向けた働きかけ等

（９）国産原材料の生産基盤を強化し、供給安定化を図ること。

家畜伝染病発生等不測の事態においても加工食品向けの供給を劣後させないこと。

3. サステナビリティ課題に対する対応について

持続可能な食料システムへの移行が世界の共通認識となり、気候変動の締約国会合などより高い水準の対応を求める国際ルールづくりが進行しております。

特に環境・人権や栄養といった分野で、欧米を中心にルールメイキングの動きが出てきているなど、一層積極的な対応が求められるようになっております。我が国の実情を踏まえつつ、このような個社では対応が難しい課題に対応するため、食料システムの関係者での議論を深め、官民や企業間の連携を進めることが必要となっております。

こうした状況の下で、サステナブルな食料システムへの移行に向けた取組を広げていくため、食品業界の実情や課題の把握、情報共有を進めるほか、以下の措置を講じていただくようお願いします。

- (1) 我が国の食生活やそれを反映した食品の実情に即した形での国際ルール化が進むよう、コーデックスやプラスチック汚染に関する国際条約交渉の場などにおいて適切に対応すること。
- (2) 海外における新たな規制措置に関する情報の収集・提供を行うこと。
- (3) 食料システムをめぐる環境・人権、栄養といったサステナビリティ課題等の解決のため、知見の共有や課題解決策の検討を行う「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」(食サス)の取組を継続すること。
- (4) Scope3 算定方法に関する情報提供など、食品産業における「みどりの食料システム戦略」を実現するための具体的な施策を講じること。
- (5) カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、食品ロス削減、脱プラスチックとリサイクル、環境に配慮した製品の開発・製造等環境課題への対応を支援すること。
- (6) 食品産業をサステナブルにする必要性や価値が国民に評価され、企業の取組を進める際のコストを受け入れてもらえるよう、国民の理解を促進すること。
- (7) 食品ロスの削減のため、発注リードタイムや 1/3 ルールの見直しの推進、賞味期限延長についての情報提供を行うなど、必要な支援を行うとともに、食品寄附等を促進するための措置を講じること。